

空き家バンクを活用してみませんか？

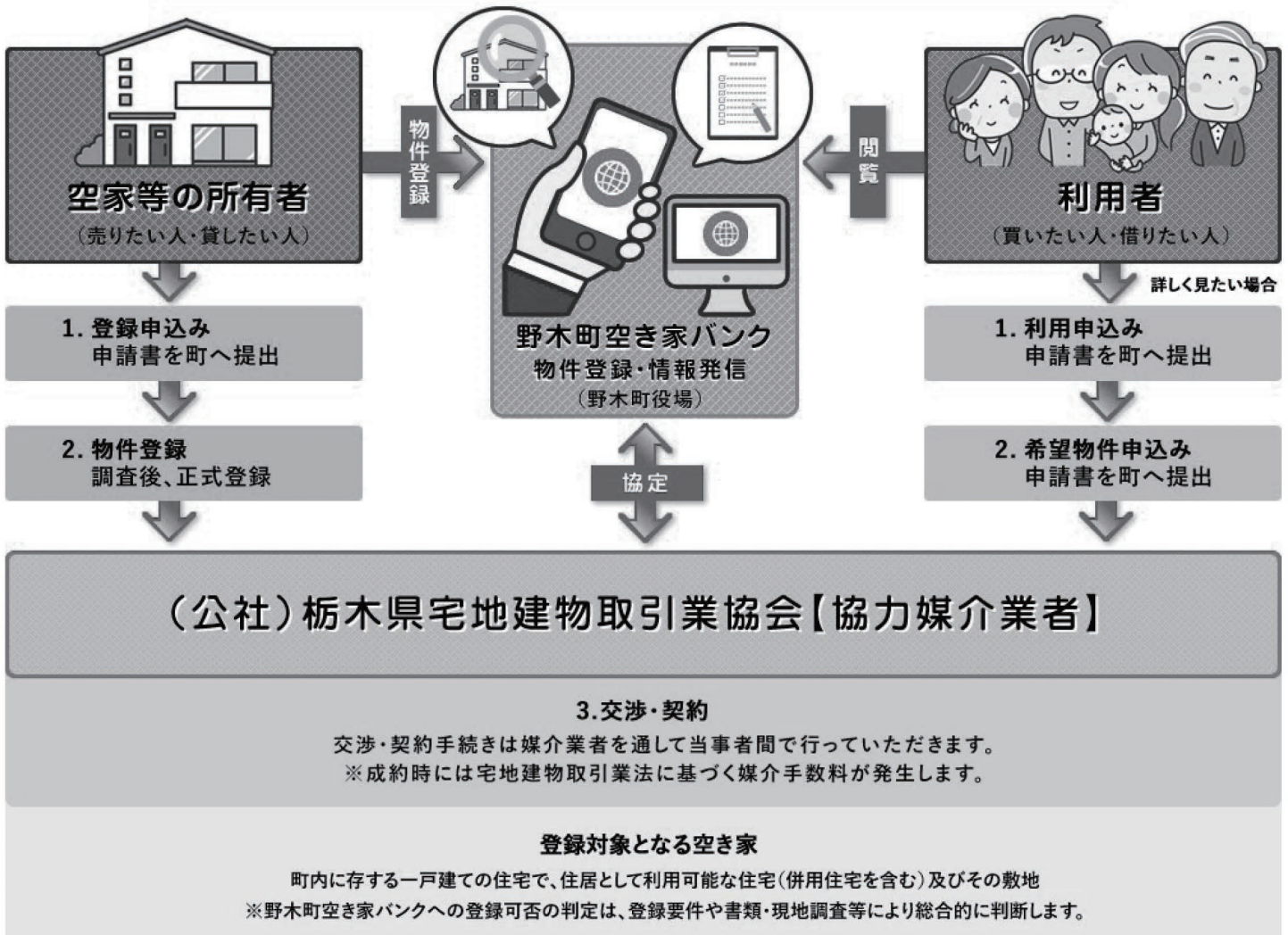
問政策課 ☎(57)4178

野木町空き家バンクでは、空き家の登録情報をホームページなどで公開し、売買や賃貸借のマッチングを行っています。空き家を売りたい・貸したい方や買いたい・借りたい方はぜひご利用ください。

野木町空き家バンクへのアクセスはこちらから▶



野木町空き家バンクの流れ



空き家バンク登録物件を対象に、下記補助金を交付します。

【対象】○野木町空き家バンクの登録物件の所有者
○野木町空き家バンクの利用者

【補助額・要件】○空き家バンクを使用して売買契約の締結または書面による同意を得ていること
○町税を滞納していないこと
○利用者が申請する場合は10年以上定住することを誓約すること
○利用者が申請する場合は空き家所有者の3親等以内の親族でないこと 等

リフォーム工事	家財処分
<ul style="list-style-type: none"> ・費用の2分の1以内(限度額50万円)を補助 ・工事に要する費用が20万円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の2分の1以内(限度額10万円)を補助 ・家財処分に要する費用が5万円以上であること ・家財処分は一般廃棄物処理業の許可業者が実施すること

※それぞれ1住宅または1人に対し1回限りの交付です。
※賃貸借契約の場合は補助金の対象となりません。
※申請方法など詳しくはお問い合わせください。